

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 15 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて

日頃より、精神障害者保健福祉手帳制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、令和 2 年 4 月 24 日付けの事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関を受診することを避けるため、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から 1 年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるとしているところです。

今般、令和 3 年 1 月 7 日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、緊急事態宣言の対象地域については、更新手続の取扱いを別紙のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センター等に周知いただくようお願いいたします。

また、手帳の更新申請に当たっては、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、引き続き対応方よろしく申し上げます。

担当者
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
高橋
TEL 03-5253-1111(内線 3110・3064)

(別紙)

1. 対象地域

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が出されている地域

2. 適用対象者

(1). 令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に手帳の有効期限を迎える者で既に令和 2 年 4 月 24 日付けの事務連絡の内容（医師の診断書の提出猶予）が適用されている者

(2). 令和 3 年 3 月 1 日以降に手帳の有効期限を迎える者

3. 適用内容

緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、申請者が医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行えない場合は、医師の診断書の提出を猶予したうえで、更新を可能とする。

4. その他

マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続きを行うこと。

※なお、緊急事態宣言の対象地域となっていない地域においては、通常の更新申請手続きを行うこととなります。